

令和6年第4回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和6年10月18日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和6年10月18日

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	12 番 荒 瀧 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹	14 番 時 光 良 造

5. 欠席議員（0名）

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 岡 隆 司
住民生活部長	西 川 伸一郎
健康福祉部長	西 村 ゆ り
企画担当部長	榎 並 正 和
建設農林部長	堂 森 憲 治
技術担当部長	寺垣内 栄 作
教 育 部 長	立 花 太 郎

総務部次長	佛 圓 至 裕
住民生活部次長	福 嶋 春 樹
健康福祉部次長	井 原 志保里
建設農林部次長	宗 像 雅 充
教育部次長	須 賀 雅 彦
財務課長	多久見 良 数
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	北 川 忠 博
生活環境課長	花 岡 秀 城
高齢者支援課長	竹 本 園 美
子育て支援課長	熊 野 孝 則
健康推進課長	寺 澤 ひとみ
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	桐 木 和 義
議会事務局書記	尾 瀨 宏 教

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第51号、財産の取得について（追認）
- 日程第 4 議案第52号、特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第53号、専決処分をした令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）の報告及び承認について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

開 会 宣 告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(時光) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第4回熊野町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(時光) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、沖田議員、10番、片川議員、11番、民法議員の3名を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(時光) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(時光) これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(時光) これより日程第3、議案第51号、財産の取得について(追認)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。三村町長

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第51号、財産の取得の（追認）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度に取得した町立小学校教員用指導書につきまして、その取得価格の合計が700万円以上となることから、本来、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（第3条）の規定に基づき、議会の議決を経て取得すべきところを議会の議決を経ずに契約を締結し、財産を取得していたことが判明いたしました。そのため、議会の追認議決をお願いするものでございます。御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。沖田議員。

○9番（沖田） このたびの教員用の指導書は財産となるということなんですけれども、自治体の財産として、不動産などはわかりやすいと思うんですが、物品としての財産、ほかにどういったものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（時光） 須賀教育部次長。

○教育部次長（須賀） 物品としてのものなんですけれども、例えば、机であるとか、椅子であるとか、あとは、最近で言えば、教育用の端末、タブレット、そういったものが財産というふうになっております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○9番（沖田） ただいまのは教育委員会のほうの教育用物品だと思うんですけれども、ほかの担当課に至ってはどういったものがございしますか。

○議長（時光） 多久見財務課長。

○財務課長（多久見） 先ほどの教育委員会と同様のものになろうかと思うんですけど、机であったり、パソコンであったり、タブレットであったりというものが備品関係、そういったものの財産になるかと思えます。

以上です。

○議長（時光） ほかにありませんか。片川議員。

○10番（片川） このことに気づいた経緯をお伺いしたいんですね。竹原、それから神

石高原、報道で騒がれたわけですね。どういった経緯で気づかれたのか。

それと、近隣市町のこの購入状況のサイクルですね、当町において4年に一度ということなんですが、サイクルが違うんでしょうかね、ほかの町は。

○議長（時光） 立花教育部長。

○教育部長（立花） まず、このことが発覚した要因でございますけれども、予算等を確認をしておいた時期もございますし、また、新聞等、いろいろと同様の事件があったことから、再度、検査をして発覚したものでございます。

それから、教科書の切り替えのサイクルでございますけれども、これは全て同一で4年間、統一をされているところでございます。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 同じなんですね。ということは、あれですね、よその市町村は条例違反はなかったということですね。それはいいです、いいです。一番聞きたいことは、大体、議会において報告がないんですね、全てにおいて。ここを一番私は重要視しているところでございますが。報道があったのは9月27日ですね。議会への説明が10月15日ですね。これ今までの報道されることにおいてもよくあることなんですね。議会が知らない、報告を受けてない、ね。何を介してメディアに先に報告されるのか。議会の立ち位置をどう思っておられるのか。報道において、議員各位、町民から聞かれることがあるんですね。説明できません。非常に多いんですよ、こういうことが。私がこの世界へ入って13年ですが、しょっちゅうありますね。どういう思いでこういう報道を先にされるのか。町長部局のほうからお答えいただけますか。

○議長（時光） 西岡総務部長。

○総務部長（西岡） 今回の件でございます。新聞報道等で他の市のほうで情報が出たということで、当町の教育委員会のほうから同様の案件があったということを報告いただきました。その上で町として早急に議会のほうに報告、当然すべきところでございますが、議会事務局との調整等を行った上で、その上で15日に全員協議会を開催するというのを決定したので、その上で報道のほうにこういう事案があったということを伝えたところでございます。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 苦しい答弁をされるんですがね、メディアに勝手に出たんですか、メ

ディアにすっぱ抜かれたわけですか。把握されていたわけですね。把握された時点でなぜ議会のほう、議員のほうへ報告がないんですか。この体質を私は問うているんですね。隠蔽体質なんです。何事においても執行される前に報告がない。国庫から予算がついた、ほかのことですがね、国庫から予算がついた時点で、執行するんだという時点で初めて、本当に少ない説明をやむを得ずされるんです。今回の件も報道から何日たっているんですか。せめて報道に上げる前に議会のほうに報告があるべきだと思いますけど、いかが思われますか。これ議会軽視というよりも町民軽視ですよ。住民代表がおるわけですから、まず説明があってしかりだと思います。

○議長（時光） 岩田副町長。

○副町長（岩田） まず、誤りがあったことは大変申し訳ないと思うんですが、以前は確かに議会は、議決をいただいたものを、その後、公表するという時代がございました。ここ何年かになると思いますけれども、今はもう上程する前に、こういう上程をしようと思っているというのをまず情報で出した上で、新聞もそういうふうになっていると思いますけど、そういうふうな出した上で、皆さんが知った上で、それを今度は議案、議事で審議していただきますという形になっておろうかと思うんですね。議決したもの、いただいたものだけ、確定したものだけを出すという時代は確かにあったんですが、今はそうではなくて、町のほうで今から議会に諮ろうとしていると、上程案件を事前に報道のほうに流して、もちろん載せるか載せないかは報道のほうで考えられることですが、スタンスとしては、審議案件を最初に公表をして、それで住民の皆さんにどういうことが審議されるのかというのをあらかじめ知っていただいた上で審議をしていただいているというのが、今、こういう流れになっていまして、安芸郡でもいろいろそういう調整をしていたんですが、併せて、今、こういう形になっているというふうに思います。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 今の言い分、のむにいたしましてね、地方分権が叫ばれてもう長いんですね。その上で議会のほうの仕事も変わってきております。以前は、それが叫ばれるまでまでは追認期間ですよ、ほとんど。ですが、もう違いますのでね、議会の立場が。報道されるのであれば、まず報告いただきたい。

それと、執行されることにおいて、報告すべきことは早々にしていただきたい。ここで要望しておきます。

○議長（時光） ほかにありませんか。荒瀧議員。

○12番（荒瀧）　いろいろと事務処理がたくさんおありのようでございまして、大変、
どういふんでしょか、人間の能力を超えた事務処理というか、決して不手際という
よりも、この件は、必要なものを買われたということで、私はそれを素直に謝られると
いうか、事務が遅くなりましたということのほうの方が大事というふうにも思いますし、実
は熊野というのは、筆文化、文字文化、小学校でも幼児の低学年書道というのをされて
いますね。IT系のこれは指導書ですね、GIGAスクールという流れの中で、もう一
気に日本中、このiPadのGIGAになる、情報化、IT化になってしまったと。そ
んな中で熊野町の役目というのは、書写書道教育、これが人間教育には大事なんだとい
うのを文科省に言うべきなんです。でも、今、ITに偏り過ぎている。先生方は随分、
疲弊されていらっしゃるのではないかと私は心配をしているんです。指導書の中身は
見ていませんが、どのぐらいの分量があるのか知りませんが、これもまた理解し
て併せてまた子どもに指導するとなればですね、もうストレスの塊になりまして、私ら
の世代より若いとしても、随分、疲弊されていらっしゃるのではないかと思います、
その教育現場の状況を教えてもらえませんか。

○議長（時光）　平岡教育長。

○教育長（平岡）　ただいまの御指摘のことですけれども、確かにこのコロナ禍もあって、
一気にDX、デジタルのほうが進みました。1人1台端末、それから、日常的にタブレ
ットを使った学習に進んでいこうということなんですけれども、あくまでもタブレット
等、ICTを使うということは、学習の手立て、手段であって、それが目的ではないと
いうことははっきりさせておかねばならないというふうに思っています。子どもた
ちがより学力をつけていく、学びに向かっていく、そのための一つの手段として、よく
言いますが、筆記用具と同じように、鉛筆と同じようにタブレットを使っていく
というところの活用の仕方を今、研究しているところで、確かに教員によっては得手不
得手がございしますので、なかなか不得手の教員もおりますので、そのあたり、若干、苦
手意識を持っている教員もいますけれども、でも、タブレットを子どもたちが主体的に
使うことで、確かに子どもたちへの学力というものは、学びに向かう姿は深まっていく
のではないかとこのように思っているところです。

以上です。

○議長（時光）　荒瀧議員。

○12番（荒瀧）　今回の財産の取得についてということの質問をお願いします。

そういう意味でこの財産を取得された目的があるやに思うんですが、私は教育委員をさせていただいた、かれこれ26年前は番所という基本がございました。日本古来からの書写、書道もそういうことなんですよ。それを熊野の町としては大事にすべき町なんですよ。文字文化を大事にし、それを発信する博物館があるということです。だから、どういうふうにその熊野の伝統文化とこの教科書、DXをどういう位置づけにされていらっしゃるでしょうか、町長さん。

○議長（時光） 平岡教育長。

○教育長（平岡） はい、確におっしゃるとおりで、熊野書道教育、筆産業の充実も含めて書道教育に力を入れているところでありまして、先ほどありました低学年書道については、全国でも数少ない取組の一つであるというふうに思っておりますし、決してタブレット、ICTを使うことで、要は文字文化を軽視するわけではなくて、当然、日頃の授業の中で、書道等を通じて、書道に対する技術も含め、意識も含めて、そういう学力をつけていくというところは取り組んでいるところです。

これは自画自賛になりますけれども、熊野の子どもたちが、いろんなコンクールであったりとか、そういう展覧会に書道等の作品も出品しますけれども、私の耳には、「やっぱり熊野の子はうまいよね」というふうなお言葉もいただいております。

昨日、熊野中学校のほうにちょっと学校訪問で行く機会がありましたけれども、教室の後ろには、子どもたちの書道、筆で書いた作品が掲示してありましたけれども、昨日、実は県教委の方が来られて訪問したんですけれども、「ああやっぱり熊野の中学校の教室を見ると、書道教育にしっかり取り組んでおられるということがよくわかる」というふうなことも言われておりました。決して書道教育を軽視しているわけではございません。

以上です。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○12番（荒瀧） はい、ありがとうございます。ただ、最近、改めてある人にお会いしました。魅力ある人が熊野におられると、この方は60年ぐらい書道、書写を個別に指導されていらっしゃるね。ということは、この部分のヒカリといいますかね、子どもを個別に指導するヒカリ、DXのこれ、これが今、両方、存在する時代です。人のほうの投資、人を大事にする、子どもに個別に指導する。今は多分、コンピュータを通じたやり取りだけなんですよ。わかったかわからんか。でも、この方は個別に見て人間関係が

どんどんどんどん深まっていったというのを聞きました。今もそれが歴然と残っております。もう80歳の方から10歳、小学校まで幅広い交流もされていらっしゃる。私ね、これこそが教育だと思うんですよ。これで覚えるのは、辞書を引くと一緒にです。これから深まるためには人の手がかかるんですね。だから、この本を買われた、私結構なんですよ。でも、これと同じように人への投資のお金を考えていただきたいんですが、考えていらっしゃいますか。

○議長（時光） 平岡教育長。

○教育長（平岡） はい、おっしゃることはよくわかります。確かに先ほども言いましたけれども、ICTを使うことはあくまでも手段であって、それが目的になってはならないというふうに思っております。教育の根本である、やはり人と人のつながりであったりとか、人が人を育てる、人と人とのつながり、絆、そのあたりも十分に大事にしているというふうに思っているところです。そういったあたりで、当然、ICTを使うだけじゃなくて、子ども同士の関わりであったりとか、あるいは地域の関わりであったりとか、大人との関わりであったりとか、そういうことも含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○12番（荒瀧） それを今度、具体的に、来年度の予算編成では、そういう人への投資を考えていただきたいと思うんですね。今で言う寺子屋が昔はございましたね、熊野にもいろいろな塾がございます。これもやはり人を育てる場としてぜひ予算編成に組み込んでいただきたいというお願いでございまして、以上でございます。

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって、討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第4、議案第52号、特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。三村町長。

○町長（三村） 議案第52号、特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、本年4月、町内の小・中学校において使用する教員用指導書の購入にあたり、本来、議会の議決に付すべきところ、これを経ずに事務が行われていたことは、住民の皆様の信頼を損なうこととなったため、この責任を重く受けとめるべく、特別職の給与につきまして減額する措置を講ずるものでございます。

減額の内容につきましては、町長、副町長及び教育長の令和6年11月分の給料月額について10分の1を減額するものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。片川議員。

○10番（片川） 反省の意味を込めて責任を取るということなんでしょうけどね。これはなぜ町長、副町長、教育長、一律1割なんだろうかね。責任が同じということですか、お三方とも。功罪は長が取られるべきじゃないんですか。熊野町の長は町長ですよ。まず、副町長、教育長まで一括した減額という判断なのか、その判断基準をお聞かせいただきたいんです。

○議長（時光） 岩田副町長。

○副町長（岩田） こういった形では、幾ら幾らするという基準はあるわけではございません。案件に応じて、その都度、検討していくということになるんですが、本件については、一つは、最終決裁者は確かに今おっしゃられるように町長になっているんですが、もちろん私も教育長もそれまでに十分チェックをして、それで町長のほうに上げたものでございます。ですから、責任のほうとしては同等かというふうに思いますが、そういう形であるということで、それを踏まえて、今回は同様の案件がたくさん出ていますので、そちらの他市の処分例に倣って同様な対応とさせていただいたということでござい

ます。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） そうですね。神石高原も竹原もそのような処分になっておりますね。

ただ、私がこの13年見てきた中で、この町政、三村町長、非常に強いんですね、執行されるときに。それと同等に副町長、教育長が同じような権限を持っているように私は思えない。民間企業においてもトップがとるものですよ。それをまた御丁寧に町長、副町長、教育長も同じように責を負う、これは立派なことです。ですが、本来、民間においても行政においても長が一番責任が重たいものだと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（時光） 岩田副町長。

○副町長（岩田） おっしゃるとおりで、最終決定権者は町長でございます。私ではございませんし、教育長でもございません。ただ、じゃあ責任がないかといえ、今、言いましたように、しっかりした文書をチェックする、我々はそういう責任があるわけですから、そういう面言えば、責任はあるというふうには考えています。

差をつけるかどうかというようなことを今、言われるんですけれども、これは繰り返しになるんですが、そういったことに最終決定権者が重く取るべきだという案件が示されているような例があれば、もちろんそれも参考にしたんですが、今回、我々が知る範囲では、他府県の分も含めて全て同様な措置になっていましたので、この措置が一番適切にされて判断されているんじゃないかということで参考にさせていただきました。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 副町長の説明、ようわかります。神石も竹原もそうですよ。遅ればせながらメディアより随分おくれて報告を受けたのがこの間ですね、15日。その中で町長は文書を読まれたただけなのか、誠意を持って言われたのか、検証されたのかということ、私は感じるわけでございまして、全協において述べられた町長の発言、これを重く受けとめたときにですよ、重く受けとめれば、内容が違うんじゃないかというふうを感じるわけですね。もちろん副町長、教育長にも責任はあろうかと思います。意図したミスでございませんので、これに対してとやかく言う気はないんですね。この起こったことに関して、今後、注意していただければよろしい。ただ、先ほど言ったとおり、議会軽視、町民軽視、報告に関する強い要望と、この件に関しましては、誠意をもって全協で説明をなされて、町長が発言されたのであれば、こういう結果が出るというのは私は納得がいかない。神石高原と竹原がこうであったからこれでよかろうかというふうに

しか私にはとれなかったんですね。この選択の真意をお伺いしたいというところなんです。いかがでしょうかね。町長が責任権者として責任を取られる意向で本当にこういう決断をなさったのか。私はどう考えても、民間の考え方においても、副町長、教育長が一律というのはどうも納得いかないんですがね。いかがでしょうかね。

○議長（時光） 三村町長。

○町長（三村） 一応、我々特別職３人で決定したことでありまして、もしこの決定に御不満があるのなら、議案において反対していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○１０番（片川） そんな端的なことを言いよるのではない。どう思われますか、気に入らないなら文句言え、そういうことを言いよるんじゃないんです。平素からそういう答弁をされますが、そういうところが問題なんです。３人でようよう話をしたんだと、責任権者３人で話をしたんだと、その経緯をお聞かせくださいよ。そこまでおっしゃるんなら。

○議長（時光） 岩田副町長。

○副町長（岩田） 本件については、町長室に入りまして、町長を含めて私と教育長とで処分を検討いたしました。総務のほうに、ちょっとそのいろんな処分例、基準がございませんので、そこも参考にするところなので、すぐ調査をしてくれということで調べてもらって、その結果、今回、こういう結論になったということでございます。

先ほど来、議会の軽視ではないかということもあるんですが、議会を全協であれ本会議であれ招集するということになると、結構、日数が最低限の日数がどうしても必要になってまいりますので、じゃあその間、公表をせずにじっとしておくのがいいかというのは、議員さんも今、言われましたし、こうすべきじゃないかということもあると思いますので、町民に公表するということは、もちろん議会にも公表するということです。我々としては、もちろん今回の案件は特に議案、議決が必要な案件だったわけですから、そういう面で言えば、今回、すぐに全協の日程を調整していただいて、その過程でどういう案件で招集しているのかということの情報を出すだけでわかってもらえるというふうなちょっと甘い考えもあったんですが、議決案件だったので、もう少し丁寧な事前説明というよりも、例えば資料を渡してみるとか、もうちょっと工夫をする必要があったのかなというふうには思いますが、今後、やはりこういった事務ミスというのはやはり

人間がやる以上、起こり得ます。やはりこれはわかった次第、我々は遅滞なく、すぐ住民に知らせる、これはその公表するということが目的だけではなくて、すぐにそれを全庁で意識をその情報を共有して、他山の石として、我々の二度とそういうことは、自分のところではないかというのをもう一回みんなが検討するために、すぐ公表するということをとっていますので、このスタンスはちょっと変えずにおらせていただこうかなと。ただし、今言われましたような議会の議決を経るような案件であったというような重要案件については、もう少し早めに議会のほうに、わかり次第、どういう手段で出すかというのは、これは議長にもまた相談しながら考えていきたいと思います。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 理解しようと思います、努力しようと思いますが、メディアに出すのなら、同時に、今でいえば、パットもあるわけですから、説明は後でもよろしゅうございます。事務局との調整もございましょう。せめて資料を流してくださいよ、今後はね。そういうことをお願いしておきます。

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって、討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については原案のとおり可決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第5、議案第53号、専決処分をした令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。三村町長。

○町長（三村） 議案第53号、専決処分をした令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）の報告及び承認につきまして御説明申し上げます。

専決処分をした令和6年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ974万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億3,199万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、令和6年10月27日に執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用並びにそれに対する県委託金974万4,000円を歳入歳出予算にそれぞれ増額補正したもので、当該事業に関わる予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって、討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（散会 10時08分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員